

# お待たせしました！体育施設がオープンします

## ふれあい公園パークゴルフ場は4月29日オープンです！

利用期間 4月29日(水)～10月31日(土)  
 定休日 毎週火曜日(5月5日・9月22日・10月27日は営業します)  
 利用時間 4月、5月：午前8時～午後7時  
 6月～8月：午前7時～午後7時  
 9月：午前7時～午後6時  
 10月：午前8時～午後5時



受付開始時間 午前8時  
 午前8時以前の利用者は、8時になりましたら、一旦プレーを中断し、必ず管理棟内の受付簿に記入し一日券や回数券を購入し提出、シーズン券の提示などの受付を済ませてからプレーを再開してください。  
 使用料 (町内の小中高生は無料です)

区分	大人	高校生	小中学生
1日券	300円	200円	100円
回数券(12枚綴)	3,000円	-	-
シーズン券	6,000円	-	-

※用具代120円(町内の小中高生は無料です)

### 昨年のシーズン券ホルダーの返却をお願いします！

シーズン券販売～4月16日から販売をします。  
 場所 中央公民館  
 (月～金 午前9時～午後5時まで)  
 持ち物 顔写真・券代金・印鑑

本岐地区多目的公園パークゴルフ場は4月29日から11月3日までの期間楽しめます！  
 (気象状況等により変更になる場合があります)

## 温水プール「すいむ」は5月1日オープンです！



利用期間 5月1日(金)～10月31日(土)  
 休館日 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)  
 利用時間 平日 午前10時～午後8時30分  
 (午前11時50分～午後1時・午後4時50分～午後6時は休憩時間)  
 土・日 午前10時～午後6時  
 (午前11時50分～午後1時は休憩時間)

区分	大人	高校生	小中学生 70歳以上
1回券	300円	200円	100円
回数券(12枚綴)	3,000円	2,000円	1,000円
シーズン券	9,000円	6,000円	3,000円

※幼児・町内小中高生・身障者の方は無料です

今年のすいむ無料開放日  
 ・ 8月1日(水の日)  
 ・ 5月1日(プール開き) ・ 9月21日(敬老の日)  
 ・ 5月5日(子どもの日) ・ 10月12日(体育の日)  
 ・ 6月27日(オープン記念日) ・ 10月31日(プール納め)

利用期間 5月2日～10月31日までの土・日・祝祭日  
 7月20日～8月20日までの期間  
 利用時間 午前10時から午後6時まで  
 利用料金 町民の方は団体料金で利用できます。

区分	大人	大人団体	子ども	子ども団体
1時間	1,000円	800円	800円	500円
2時間	1,500円	1,000円	1,000円	800円
1日	3,000円	2,500円	2,000円	1,500円
1カ月	5,000円	-	3,000円	-
シーズン	10,000円	-	7,000円	-

※レンタルブーツの料金は300円です

## グレステンスキー場は5月2日オープンです！



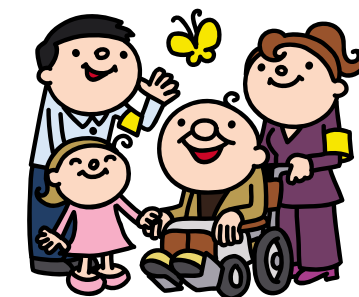
元五輪選手岩谷高峰さんの講習会も予定しています

問い合わせ先 中央公民館 社会教育課 ☎76-2713

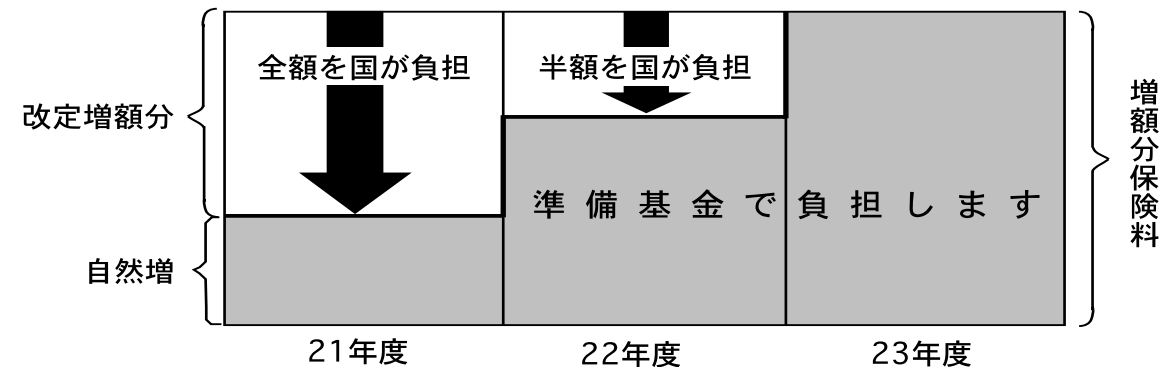
# 第4期計画でも介護保険料は据え置きします！

## 介護報酬上昇分は国と町で負担します

平成21年4月から第4期の介護保険制度がスタートしました。今回は介護に従事する方の処遇改善を進めるため介護報酬を平均3%値上げしました。これに伴い介護保険料は上昇しますが、この上昇分については国からの交付金と町で積み立てている基金で負担し(表1参照) 値上がりしませんのでご安心下さい。



介護保険料上昇を抑制します！(表1)



## 所得段階に「特例4段階」を設けて減額

所得段階別の保険料はほとんど変更はありませんが、第4段階の保険料については平成21年度から平成23年度までの3年間、負担能力にきめ細かく配慮した「特例4段階」を設けて負担の減額を行いました。(表2参照)

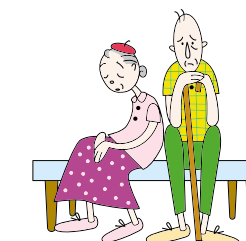
介護保険料の所得段階(新旧対照表 表2)

平成20年度まで		平成21年4月から		
段階	要件	段階	要件	保険料
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者・生活保護の受給者	第1段階	同 左	16,800円(変更なし)
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	第2段階	同 左	16,800円(変更なし)
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税であって、第2段階以外の方	第3段階	同 左	25,200円(変更なし)
第4段階	本人が住民税非課税	特例第4段階	本人が住民税非課税(合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方)	29,400円(4,200円減)
		第4段階	本人が住民税非課税(合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方)	33,600円(変更なし)
第5段階	本人が住民税課税(本人の合計所得が200万円未満の方)	第5段階	同 左	42,000円(変更なし)
第6段階	本人が住民税課税(本人の合計所得が200万円以上の方)	第6段階	同 左	50,400円(変更なし)

昨年度まで激変緩和措置により介護保険料の減額を受けていた方は、通常の介護保険料に戻りますのでご承知ください。

## 介護保険料を納めないでいると...

特別な事情がないにもかかわらず、介護保険料を滞納していると、滞納期間に応じて保険給付が一時的に差し止められたり、利用者負担が1割から3割に引き上げられるなどの措置がとられますのでご注意ください！



問い合わせ先 役場 保健福祉課介護福祉グループ 介護保険担当 ☎76-2151(内線230)